三十二　削除	
［三十三～三十四　略］	
三十五　削除	
［三十六～五十五　略］	
五十六　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ二〇二七）の関係者であって、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動	
五十七　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動	
［別表第一～別表第十七　略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動	
［三十三～三十四　同上］	
三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動	
［三十六～五十五　同上］	
［号を加える。］	
［別表第一～別表第十七　同上］	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第九十五号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　削除	五　特定活動告示第三十二号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
六　削除	六　特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）の職員
［七～十二　略］	［七～十二　同上］
十三　特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。以下「園芸博覧会協会」という。）の職員又は令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　二〇二七）の関係者であって、園芸博覧会協会が適当と認めるもの	［号を加える。］
十四　特定活動告示第五十七号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、特定活動告示第五十六号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。